

福祉のしおり

目 次

1	障害福祉サービスの 利用について	1
2	手 帳	28
3	福祉サービス	30
4	医 療	39
5	移動・交通	41
6	情報・通信	49
7	税 金 等	51
8	住 宅	54
9	就 労	55
10	選 挙	57
11	年金・手当	58
12	各種相談	62
13	社会参加	68
14	ボランティア等	70
15	中間市の施設	71

手 帳

1 身体障害者手帳

身体障がいのある人が援護・支援を受けるために必要な手帳です。

この手帳を受けられるのは、視覚や聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能のほかに肢体（上肢・下肢・体幹）・内部機能（心臓・じん臓・呼吸器・直腸・ぼうこう・小腸・肝臓）に永続する障がいのある人や免疫機能の障がいのある人で、障がいの程度に応じて1級から6級までの手帳が交付されます。

また、運賃割引等の種別として、1種・2種があります。

《申請手続と必要書類》

1) 身体障害者手帳交付申請書

2) 指定医師の診断書

3) 印鑑

4) 写真1枚（たて4センチ、よこ3センチ）

※ 帽子・サングラス無し、上半身、1年以内に撮影のもの

《窓口》 福祉支援課 障がい者福祉係 直通電話 093-246-6282

2 療育手帳

知的障がいのある人に対し相談指導を行い、各種援護を受けるために療育手帳を交付しています。

この手帳は、児童相談所（18歳未満）や更生相談所（18歳以上）において、A判定（重度）B判定（中・軽度）の判定を受けた人に交付されます。

申請手続については係におたずねください。

区分	表示	程度
A	A1（最重度）	おおむねIQ20以下
	A2（重 度）	おおむねIQ21～35
	A3（重度・合併）	おおむねIQ36～50で、 身体障害者手帳1～3級を所持
B	B1（中 度）	おおむねIQ36～50
	B2（軽 度）	おおむねIQ51～75

《窓口》 福祉支援課 障がい者福祉係 直通電話 093-246-6282

3 精神障害者保健福祉手帳

精神的な障がいのある人がさまざまな支援を受けるために必要な手帳です。障がいの程度に応じて1級から3級までの手帳が交付されます。

《申請手続と必要書類》

- 1) 精神障害者保健福祉手帳交付申請書
- 2) 指定医師の診断書又は障害年金証書
- 3) 印かん
- 4) 写真1枚(たて4センチ、よこ3センチ)

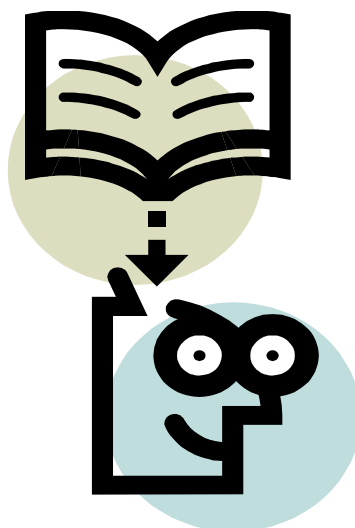
※ 帽子・サングラス無し、上半身、1年以内に撮影のもの

《窓口》 福祉支援課 障がい者福祉係 直通電話 093-246-6282

4 手帳の交付を受けた方へ

※次の事項に留意して、大切に所持してください。

- ① 手帳を他人に貸すことはできません。
- ② 住所、氏名が変わったときは、変更届を窓口にお出してください。
- ③ 手帳を破損・紛失したり、障がいの程度に変更が生じたりしたときは、速やかに再交付の手続きをしてください。
- ④ 障がいが回復したり、死亡等で不要になったりした場合は、速やかに返還してください。
- ⑤ 再認定や再判定又は有効期限が定められている場合は、期限までに福祉支援課障がい者福祉係で手続きをしてください。



福祉サービス

補装具費の支給

補装具は、身体障がいのある人(児)の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障がいのある人の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、身体障がいのある児童については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長することを目的として使用されるもので、補装具を必要とする身体障がいのある人(児)に対し、補装具費の支給を行うものです。

補装具の種類によっては、障害者更生相談所の判定が必要です。

《対象者》

18歳以上の身体障害者手帳取得者で、障がいのために失われた身体部位や、損なわれた身体機能が補装具によって改善される人が対象となります。このため、補装具費の支給に当たっては、身体障がいのある人の身体の状態、性別、年齢、職業、教育、生活環境などの諸条件を考慮する必要があります。

また、労働者災害補償保険法、公務員災害補償法、戦傷病者特別援護法、介護保険法などの規定に基づく給付や貸与を受けられる場合は、関係各法が優先されます。

なお、18歳未満の身体障がいのある児童に係る補装具については、原則として指定自立支援医療機関や保健福祉環境事務所の医師の意見書により市において決定することとなっています。ただし、電動車いすについては、障害者更生相談所の判定を必要とします。

《手続に必要なもの》

- 1) 補装具費（交付・修理）支給申請書
- 2) 身体障害者手帳
- 3) 印鑑

《費用》 定率負担

（原則 1 割負担。世帯の所得に応じて一定の負担上限額が設定されます。）

※別表

障がい別	補装具名
肢体不自由	義肢・装具・座位保持装置・車いす・ 電動車いす・歩行補助つえ・歩行器
視覚障がい	義眼・眼鏡・白杖
聴覚障がい	補聴器
心臓・じん臓・呼吸機能障がい	車いす
肢体不自由かつ言語機能障がい	重度障害者用意思伝達装置

日常生活用具の給付

在宅の身体障がいのある人（児）に対し、日常生活を容易にするため、障がいに
 応じた日常生活用具を給付します。ただし、介護保険の対象者は特定の品目（以下
 の表に表すもののうち網掛けをしたもの）について、介護保険が優先します。

なお、表の基準単価は変更する場合がありますので、ご注意ください。

《費用》定率負担（1割）

種目	品名	対象者	性能等	耐用年数 基準単価
介護・ 訓練 支援 用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障 がい2級以上 (学齢児以上)	腕、脚等の訓練のできる器具を備え、 使用者の頭部、脚部の傾斜角度を個 別に調整できる機能を有するもの	8年 154,000円
	特殊マット (知的)	下肢又は体幹機能障 がい1級(常時介護 を要する人に限る。) {児童(3歳以上)は 下肢又は体幹機能障 がい2級以上}	褥瘡の防止・失禁による汚染・損耗 を防止できる機能を持つもの	5年 19,600円
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障 がい1級(常時介護 を要する人に限る。) (学齢児以上)	尿が自動的に吸引されるもので障が いのある人(児)が容易に使用でき るもの	5年 67,000円
	入浴担架	下肢又は体幹機能障 がい2級以上(入浴 に当たって家族等他 人の介護を要する人 に限る。) (3歳以上)	障がいのある人(児)を担架に乗せ たままリフト装置により入浴させる もの	5年 82,400円
	体位変換器	下肢又は体幹機能障 がい2級以上(下着 交換等に当たって家 族等他人の介護を要 する人に限る。) (学齢児以上)	介護者が障がいのある人(児)の体 位を変換させるのに容易に使用でき るもの	5年 15,000円
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障 がい2級以上 (3歳以上)	介護者が障がいのある人(児)を移 動させるに当たり容易に使用できる もの。ただし、天井走行型その他住 宅改修を伴うものを除く。	4年 159,000円

介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	訓練いす (児のみ)	児童（原則として3歳以上）で下肢又は体幹機能障がい2級以上の人	付属のテーブルをつけるものとする。	5年 33,100円
	訓練用ベッド (児のみ)	児童（原則として学齢児以上）で下肢又は体幹機能障がい2級以上の人	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	8年 159,200円
自 立 生 活 支 援 用 具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障がいのある人（児）であって入浴に介助を要する人（3歳以上）	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がいのある人（児）又は介助者が容易に使用できるもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年 90,000円
	便器	下肢又は体幹機能障がい2級以上（学齢児以上）	障がいのある人が容易に使用できるもの。（手すりを取り付けることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年 4,450円 手すりを取り付けた場合 5,400円
	頭部保護帽 (知的)	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	3年 A 15,656円 B 37,852円 ※基準額はオーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイド（既製品）による製品については、基準額の80%とする。
	T字状・棒状の つえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がい	主体—木材（十分な強度を有するもの） 外装 二ス塗装	3年 2,310円
			主体—軽金属 外装 塗装なし	3年 3,150円

自立生活支援用具	移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障がいをもつ、家庭内の移動等において介助を必要とする人（3歳以上）	概ね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ① 障がいのある人(児)の身体機能の状態を十分踏まえた物であり、必要な強度と安全性を持つもの ② 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年 60,000円
	特殊便器(知的)	上肢障がい2級以上(学齢児以上)	足踏みペダルにより温水温風を出せるもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年 151,200円
	火災報知器(知的)	障がい等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がいのある人(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの	8年 15,500円
	自動消火器(知的)	障がい等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がいのある人(児)のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの	8年 28,700円
	電磁調理器(者)(知的)	視覚障がい2級以上(視覚障がいのある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障がいのある人が容易に使用できるもの	6年 41,000円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい2級以上(学齢児以上)	視覚障がいのある人(児)が容易に使用できるもの	10年 7,000円
	聴覚障がい者用屋内信号装置(者)	聴覚障がい2級以上(聴覚障がいのある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	音、音声等を視覚、触覚等で知覚できるもの	10年 87,400円

在宅療養等支援用具	透析液加温器	じん臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う人（3歳以上）	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年 51,500円
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がいのある人（児）であって必要と認められる人	障がいのある人（児）が容易に使用できるもの	5年 36,000円
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がいのある人（児）であって必要と認められる人	障がいのある人（児）が容易に使用できるもの	5年 56,400円
	酸素ボンベ運搬車（者）	医療保険における在宅酸素療法を行う人	障がいのある人が容易に使用できるもの	10年 17,000円
	音声式体温計	視覚障がい2級以上（視覚障がいのある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（学齢児以上）	視覚障がいのある人（児）が容易に使用できるもの	5年 9,000円
	音声式体重計（者）	視覚障がい2級以上（視覚障がいのある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	視覚障がいのある人が容易に使用できるもの	5年 18,000円
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは音声言語機能障がいのある人（児）又は肢体不自由者（児）であって、発声・発語に著しい障がいを有する人（学齢児以上）	携帯式で、言葉を音声又は文書に変換する機能を持ち、障がいのある人（児）が容易に使用できるもの	5年 98,800円
	情報・通信支援用具	視覚障がい又は上肢障がい2級以上	パーソナルコンピュータ周辺機器及びアプリケーションソフト等	6年 100,000円
	点字ディスプレイ（者）	視覚障がい2級以上であって必要と認められる人	文字等コンピュータの画面情報を点字等により示すことができるもの	6年 383,500円

情報意思疎通支援用具	点字器	視覚障がいのある人	標準型（視覚障がいのある人が容易に使用できるもの） A 32マス18行、両面書、真鍮板製 B 32マス18行、両面書、プラスチック製	7年 A10,712円 B6,798円
			携帯用（視覚障がいのある人が容易に使用できるもの） A 32マス4行、片面書、アルミニウム製 B 32マス12行、片面書、プラスチック製	5年 A7,416円 B1,699円
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上（本人が就労若しくは就学しているか、又は就学が見込まれる人に限る。）（学齢児以上）	視覚障がいのある人（児）が容易に使用できるもの	5年 63,100円
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上（学齢児以上）	① 音声等により操作ボタンが知覚認識でき、かつDAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がいのある人（児）が容易に使用できるもの 又は ② 音声等により操作ボタンが知覚認識でき、かつDAISY方式により録音された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がいのある人（児）が容易に使用できるもの	録音再生機 6年 85,000円 （非課税） 再生専用機 6年 35,000円 （非課税）
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上（学齢児以上）	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がいのある人（児）が容易に使用できるもの	6年 99,800円
	視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がいのある人（児）で、この装置により読書が可能になる人（学齢児以上）	装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像をモニターに映し出せるもの	8年 198,000円

情報 意思疎 通支 援 具	視覚障がい者用 時計 (者)	視覚障がい 2 級以上。	視覚障がいのある人が容易に使用できるもの	10年 触読時計 10,300円 音声時計 13,300円
	視覚障がい者用 地デジ対応ラジオ	視覚障がい 2 級以上	視覚障がいのある人が容易に使用できるもの	6年 29,000円
	聴覚障がい者用 通信装置	聴覚障がいのある人 (児)又は発声・発語 に著しい障がいのある 人であって、コミュニ ケーション・緊急連絡 等の手段として必要と 認められる人(学齢児 以上)	一般の電話に接続する ことができ、音声の代 わりに文字等により通 信が可能な機器で、障 がいのある人(児)が 容易に使用できるもの	5年 71,000円
	聴覚障がい者用 情報受信装置	聴覚障がいのある人 (児)であって、本装 置によりテレビの視 聴が可能になる人 (学齢児以上)	字幕及び手話通訳付き の聴覚障がいのある 人(児)用番組並びに テレビ番組に字幕及び 手話通訳の映像を合 成したものを画面に 出力する機能を有し、 かつ、災害時の聴覚 障がいのある人(児) 向け緊急信号を受信 するもので、聴覚障 がいのある人(児)が 容易に使用できるもの	6年 88,900円
	人工喉頭	喉頭摘出	笛式 呼気によりゴム等の 膜を振動させ、ビニ ール等の管を通じて 音源を口腔内に導き 構音化するもの	4年 5,150円
			電動式 顎下部等にあてた電 動版を駆動させ経皮 的に音源を口腔内に 導き構音化するもの	5年 72,203円
	福祉電話 (貸与)	難聴者又は外出困 難な身体障がいのある 人(原則として2級 以上)であってコミュ ニケーション・緊急 連絡等の手段として 必要性があると認め られる市民税非課税 世帯に属する人	障がいのある人が容 易に使用できるもの	— —

	点字図書	視覚障がい者（主に情報の入手を点字によっている視覚障がいのある人（児））	月刊、週間等で発行される雑誌を除く点字図書	年間6タイトル又は24巻
排泄管理支援用具	<ul style="list-style-type: none"> ・ストーマ装具（ストーマ用品、洗腸用具） ・紙おむつ等（紙おむつ、サラシ・ガーゼ等衛生用品） ・収尿器 	ストーマ造設、高度の排便機能障がい、脳原性運動機能障がいかつ意思表示困難、高度の排尿機能障がい	ストーマ装具（消化器系） 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	8,858円 （1ヶ月）
			ストーマ装具（尿路系） 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付きとする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製	11,639円 （1ヶ月） 紙おむつ 12,000円 （1ヶ月）
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）のある人で障がい等級3級以上の人。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障がい2級以上の人（学齢児以上）	障がいのある人（児）の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	— 200,000円

日常生活用具の給付

在宅で重度（手帳のA判定）の知的障がいのある人（児）に対し、日常生活を容易にするため、障がいに応じた日常生活用具を給付します。

なお、表の基準単価は変更する場合がありますので、ご注意ください。

《費用》定率負担（1割）

種目	対象者	性能等	耐用年数 基準単価
電磁調理器	児童相談所・障害者更生相談所で知的障がいとして判定され障がいの程度が重度又は最重度であって8歳以上の人	知的障がいのある人が容易に使用できるもの	6年 41,000円

特殊便器	児童相談所・障害者更生相談所で知的障がいとして判定され障がいの程度が重度又は最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な人で、原則として学齢児以上の人	知的障がいのある人を介護する人が容易に利用できるもので温水温風を出し得るもの。 ただし、住宅改修を伴うものを除く。	8年 151,200円
特殊マット	児童相談所・障害者更生相談所で知的障がいとして判定され障がいの程度が重度又は最重度であって、原則として3歳以上の人	失禁等による汚染又は損耗を予防するためのマット(寝具)にビニール等の加工をしたもの	5年 19,600円
火災警報器	児童相談所・障害者更生相談所で知的障がいとして判定され障がいの程度が重度又は最重度であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難な人(単身世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせるもの	8年 15,500円
自動消火器	上に同じ	室内温度の異常上昇又は自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火するもの	8年 28,700円
頭部保護帽	児童相談所・障害者更生相談所で知的障がいとして判定され障がいの程度が重度又は最重度の人	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの A スポンジ、革を主原料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	3年 A 15,656円 B 37,852円 ※基準額はオーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイド(既製品)による製品については、基準額の80%とする。

緊急通報装置の設置

急に体調が悪くなったとき等にボタンを押すと消防署に電話がつながる発信機とペンダントを貸与します。

《対象者》 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている一人暮らしの人

《費用》 無料

《窓口》 福祉支援課 障がい者福祉係 直通電話 093-246-6282

医 療

1 重度障害者医療費助成制度

重度の障がいのある人(児)で、医療保険に加入している人に医療証を交付し、医療費の一部を助成します。65歳以上の人は後期高齢者医療保険の被保険者に限ります。なお、所得制限があります。

《対象者》

- 1) 身体障害者手帳1級から2級の人
 - 2) 知能指数35以下の人(療育手帳A判定)
 - 3) 精神障害者保健福祉手帳1級の人
 - 4) 身体障害者手帳3級の人で知能指数36～50の人(療育手帳B判定)
- ※ 一定の所得以上の人は制度を利用できないことがあります。

《手続に必要なもの》

- 1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- 2) 健康保険証
- 3) 印鑑

《窓口》 健康増進課 高齢者医療係 直通電話 093-246-6246

2 自立支援医療

更生医療

一般治療によって既に治癒した身体障がいのある人に対して、障がいの除去・軽減を図ることによって、日常生活能力・社会生活能力又は職業能力を回復・向上させることを目的として行われるものです。原則、医療費の1割が本人負担となりますが、所得によって上限額があります。医療機関は指定されています。

《対象者》

18歳以上の身体障害者手帳が交付されている人。ただし、一定以上の所得のある人はこの制度を利用できないことがあります。

《手続に必要なもの》

- 1) 更生医療要否意見書(診断書)
- 2) 身体障害者手帳(手帳と同時申請の時は手帳用の診断書)の写し
- 3) 健康保険証
- 4) 印鑑

《窓口》 福祉支援課 障がい者福祉係 直通電話 093-246-6282

精神通院医療

統合失調症、中毒性精神病、気分障がい、知的障がい、精神病質その他の精神疾患を有する人が、通院により治療を行う場合の費用の一部を負担する制度です。医療機関は指定されています。

《対象者》

上記の疾病等で通院治療をしている人。（障害者手帳の所持は問いません。）
ただし、一定以上の所得のある人はこの制度を利用できないことがあります。

《窓口》 福祉支援課 障がい者福祉係 直通電話 093-246-6282

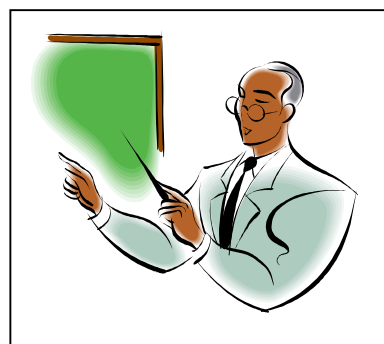
3 後期高齢者医療制度

満65歳以上の身体障がいのある人等で次の対象者は、申請により後期高齢者医療制度に加入できます。

《対象者》

- ①身体障害者手帳1級～3級と4級の下肢の一部及び音声・言語機能障がいの人
- ②療育手帳「A」判定の人
- ③公的年金の障害年金受給者で1級～2級の人
- ④身体障害者手帳3級の人で、かつ療育手帳「B」判定の人
- ⑤精神障害者保健福祉手帳の1級又は2級に該当する人

《窓口》 健康増進課 高齢者医療係 直通電話 093-246-6246



移 動 ・ 交 通

1 JR（鉄道・連絡社線）旅客運賃の割引

第1種（身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者）

対 象	種 類	割引率	備 考
本人 （単独乗車時）	普通乗車券	5割	片道101km以上利用の場合のみ バスは距離制限無し
本人と介護者 （介護者同伴時）	普通乗車券		距離制限なし
	回数乗車券		
	定期乗車券		
	普通急行券		

第2種（身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者）

対 象	種 類	割引率	備 考
本人 （単独乗車時）	普通乗車券	5割	片道101km以上利用の場合のみ バスは距離制限無し
本人と介護者 （介護者同伴時）	定期乗車券	5割	障がいのある方が12歳未満（小児）の定期 乗車券利用の場合のみ 距離制限なし

- ◎ 乗車券を購入するときは、窓口で身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。
- ◎ 小児用の定期券の割引はありません。
- ◎ 介護者に対して発売する割引の定期券は、介護者が通学に付き添う人であっても通勤定期となります。
- ◎ 介護者が単独で利用する場合、割引はありません。

※JRバスの運賃割引については、各社によって対象手帳や割引率が異なるため、ご利用になる地域のJRバス会社にお問い合わせください。

2 私鉄運賃の割引（西鉄、筑鉄、甘木鉄道、平成筑豊鉄道）

第1種（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者）

対 象	種 類	割引率
本 人	普通乗車券・回数券・定期券	5割
介護者	普通乗車券・回数券・定期券	5割

第2種（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（2・3級）所持者）

対 象	種 類	割引率	備 考
本 人	普通乗車券・回数券	5割	
介護者	定期券	5割	障がいのある方が12歳未満のとき

- ◎ 乗車券を購入時は、窓口で各種障害者手帳を提示してください。
- ◎ 小児用の定期券の割引はありません。
- ◎ 介護者に対して発売する割引の定期券は、介護者が通学に付き添う人であっても通勤定期となります。
- ◎ 介護者が単独で利用する場合、割引はありません。

3 バス運賃の割引（西鉄バス）

第1種（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（1級）所持者）

対 象	種 類	割引率
本 人	普通乗車券・現金・nimoca・定期券	5割
介護者	普通乗車券・現金・nimoca・定期券	5割

第2種（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（2・3級）所持者）

対 象	種 類	割引率	備 考
本 人	普通乗車券・現金 ・nimoca・定期券	5割	
介護者	定期券	5割	障がいのある方が12歳未満のとき

- ◎ 小児用の定期券の割引はありません。
- ◎ 介護者に対して発売する割引の定期券は、介護者が通学に付き添う人であっても、通勤定期となります。
- ◎ 介護者が単独で利用する場合、割引はありません
- ◎ 乗車券等を購入時は、窓口で各種障害者手帳を提示してください。
- ◎ 現金の場合は、支払う前に乗務員に手帳を提示してください。
- ◎ バスカード利用時は、カードを機械に入れる前に乗務員に手帳を提示してください。カード購入時には割引はありません。
- ◎ 西鉄以外のバスについては、各会社にお問い合わせください。

4 船運賃の割引

本人、介護者に割引があります。取扱いは会社ごとに異なりますので、利用する船会社に直接おたずねください。

5 国内線航空券の割引（12歳以上が対象）

種 類	割引の対象	割引率	備 考
第1種	本人、介護者	概ね3割～5割引	介護者同伴の場合は、障がいのある方が3歳以上で、介護者は満12歳以上であること
第2種	本人のみ		

- ◎航空券を購入するときに身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。
- ◎「事前購入割引」又は「早期購入割引（いわゆる早割）」等他の割引との併用は、できません。
- ◎割引率や手続きの等の方法については、各航空会社に直接おたずねください。

6 タクシー運賃の割引

身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者に、地域における日常生活の利便と社会参加の拡大をはかり、福祉の向上に資することを目的として、各タクシー会社が運賃の1割を割引する制度です。

《対象者》 身体障害者手帳又は療育手帳を持っている人。
(必ず手帳を運転手に提示してください。)

《割引率》 メーター表示額の1割(10%)

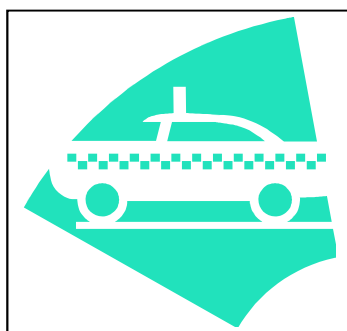
7 中間市福祉タクシー料金助成事業

在宅の重い障がいのある人の日常生活の利便をはかり、社会活動の範囲を広げるために、福祉タクシー利用券を発行し、障がいのある人が利用するタクシーの小型基本料金(初乗り料金)分を助成します。

次の4つの対象要件のすべてに該当する人のみが助成を受けることができますので、手続きをしてください。

《対象要件》

- ①中間市内に住所のある人
- ②市民税非課税世帯の人(同居の世帯全員が非課税であること)
- ③施設等に入所していない人(在宅の人)
- ④次のア、イ、ウのいずれかに該当する人
 - ア 身体障害者手帳を所持し、障がいの程度が1級又は2級の人
 - イ 療育手帳「A」判定を受けている人
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳を所持し、障がいの程度が1級又は2級の人



8 有料道路通行料金の割引

対 象	割引率	備 考
身体障がいのある人本人が運転するとき	5割	本人又は本人と同一生計者が所有する自動車
第1種障害者手帳を持っている人が同乗し、介護者が運転する場合	5割	本人又は本人と同一生計者又は介護者が所有する自動車

※ トラックや営業用の車等、一部対象にならない自動車もあります。

※ 登録は、1台限りです。

《手続きに必要なもの》

- 1) 身体障害者手帳又は療育手帳
- 2) 車検証
- 3) 運転免許証（障がいのある人本人が運転される場合）

※ ETCご利用の場合は、上記のものとともに、

- ・ ETCカード（原則として障がいのある人本人名義のもの）
- ・ ETC車載器セットアップ申込書・証明書

が必要になります。

《申請窓口》 福祉支援課 障がい者福祉係 直通電話 093-246-6282

《割引制度のお問い合わせ》

西日本高速道路株式会社 九州支社 料金グループ 電話 092-762-1111

9 自動車運転免許取得の助成

身体障がいのある人が運転免許を取得しようとする場合、県が指定した自動車学校での規定講習料の一部を助成します。（申請年度の3月31日までに運転免許が取得できる人）なお、申請は運転免許を取得する前に行ってください。

《対象者》 身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちで、福岡県公安委員会が実施する適性相談により、合格基準に合致し、運転免許取得後の自立更生が確実に見込まれる人。

《手続きに必要なもの》

- 1) 自動車運転免許取得助成申請書
- 2) 身体障害者手帳又は療育手帳
- 3) 印鑑

《助成額》 10万円（上限）

10 自動車改造費の助成

身体障がいのある人が仕事などのために、本人が所有し、運転する自動車のハンドル及びアクセル等の改造費用の一部を助成します。年間助成台数が限られておりますので、事前にご相談ください。

《対象者》

肢体不自由者で収入が特別障害者手当の所得制限額を超えない人。

《手続きに必要なもの》

- 1) 自動車改造費助成申請書
- 2) 運転免許証
- 3) 改造見積書
- 4) 身体障害者手帳
- 5) 印鑑
- 6) 車検証

《助成額》 10万円（上限）

11 駐車禁止除外指定車について

歩行困難な身体障がいのある人等の使用する自動車は、公安委員会から駐車禁止除外の指定を受けると交通の障がいにならない限り、駐車禁止の場所（法定の駐車禁止場所・駐停車禁止場所を除く。）でも駐車ができます。指定を受けるに当たっての条件や、手続きの方法については下記にお問い合わせください。

《問合せ先》 折尾警察署 電話 093-691-0110
（交通課 交通総務係）

12 ふくおか・まごころ駐車場制度

福岡県内では平成24年2月から、障がいのある方や高齢の方、妊産婦の方などが公共施設や店舗の障がい者等用の駐車場に車をとめて、安全かつ安心して利用でき、身体障がい者用駐車場の適正利用を図る目的で「ふくおか・まごころ駐車場利用証」を交付する制度が始まりました。

「ふくおか・まごころ駐車場」の看板などが掲示されている駐車場は利用証が必要となります。利用証の交付を希望する方は、宗像・遠賀保健福祉環境事務所分庁舎（水巻町）で手続きをしてください。

（ふくおか・まごころ駐車場利用証）



（利用証使用例）



（駐車場の看板）



（駐車場看板設置例）



・対象となる方

○身体障がい者

障がい区分		対象等級
視覚障がい		4級以上
聴覚又は平衡機能障がい	聴覚障がい	3級以上
	平衡機能障がい	5級以上
肢体不自由	上肢	2級以上
	下肢	6級以上
	体幹	5級以上
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	2級以上
	移動機能	6級以上

内臓の機能障がい	心臓機能障がい	4級以上
	じん臓機能障がい	4級以上
	呼吸器機能障がい	4級以上
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	4級以上
	小腸機能障がい	4級以上
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	4級以上
	肝臓機能障がい	4級以上

- 知的障がい者 療育手帳の障がいの程度欄「A」
- 精神障がい者 精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級
- 高齢者 介護保険の要介護状態区分「要介護1」以上
- 難病者 特定疾患医療受給者
- 妊産婦 妊娠7か月から産後3か月
- けが人 1年以内の車いす、杖等の補装具等の使用期間

• 中間市内の公共施設のふくおか・まごころ駐車場設置場所

施 設 名	
中間市庁舎 本館	中間市体育文化センター
中間市地域総合福祉会館	中間市営野球場
中間市保健センター	中間市中央公民館
中間市民図書館	中間市人権センター
中間市地域交流センター	中間市立病院
中間市生涯学習センター	働く婦人の家
なかまハーモニーホール	子育て支援センター

• 申請窓口・問い合わせ先

福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所（分庁舎）社会福祉課
 住所 〒807-0004 福岡県遠賀郡水巻町吉田西二丁目17番7号
 電話 093-201-4162

情報・通信

1 NHK放送受信料の減免

下の表に表す人についてはNHKへ放送受信料免除申請書（福祉支援課にて証明）を提出して受信料の減免を受けることができます。

種類	内容
全額免除	①身体障害者手帳を持っている人の世帯で、市民税非課税世帯 ②療育手帳を持っている人の世帯で、市民税非課税世帯 ③精神障害者保健福祉手帳を持っている人の世帯で、市民税非課税世帯
半額免除	① 視覚障がいのある人又は聴覚障がいのある人で、世帯主で契約者 ②身体障害者手帳1級～2級を持っている人で、世帯主で契約者 ③療育手帳「A」持っている人で、世帯主で契約者 ④精神障害者保健福祉手帳1級を持っている人で、世帯主で契約者

《問合先》 NHK北九州放送局 電話 093-591-5020

2 電話設置料金の分割払い

新たに電話を取り付ける場合、その料金を分割して支払うことができます。

《対象者》 身体障がいのある人（市民税非課税世帯）

《申込・問合先》 NTT西日本 電話 116 FAX 0120-581-162

3 NTT電話番号案内（104）の無料措置

目や上肢の不自由な人、知的障がいや精神障がいのある人を対象に、NTT西日本に登録すると無料で電話番号が案内されるサービスです。

《対象者》

- 1) 身体障害者手帳所持者
 - ・視覚障がい1級～6級
 - ・下肢障がいを除く肢体不自由者の1級から2級
- 2) 戦傷病者手帳所持者
 - ・視力障がい特別項症～第6項症
 - ・上肢障がい特別項症～第2項症
- 3) 療育手帳所持者
- 4) 精神障害者保健福祉手帳所持者

《申込・問合先》 NTT西日本 フリーダイヤル 0120-104-174

4 ファックス・メール 119 番通報

火事や急病等の緊急通報を行う場合に、ファックス及び e メールで消防車又は救急車を要請することができます。

- ・ e メール 119 番……利用するためには、事前に消防署への登録が必要です。
- ・ ファックス 119 番…通報用ファックス用紙は下記問合先にあります。事前登録は必要ありません。

《問合先》 福祉支援課 障がい者福祉係 直通電話 093-246-6282
Fax 093-244-0579

消防本部 警防課通信指令係 直通電話 093-245-0901
Fax 093-246-0119

5 携帯電話料金割引サービス (NTTドコモ、ソフトバンク、au)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳いずれかの交付を受けているご本人で申込みをした人は、携帯電話料金が割引されます。

《申込・問合先》 お近くの各携帯ショップ

6 郵便料金の割引

普通郵便物 (第4種)	盲人用点字、盲人用録音物 盲人用点字用紙	3kgまで無料
小包郵便物	盲人用点字小包 心身障がい者用書籍小包 聴覚障がい者用小包	料金の半額

◎ 「盲人用録音物」、「盲人用点字用紙」は、総務大臣が指定する施設から差出し、又はこれからの施設に宛てて差し出されるものに限りします。

◎ 「心身障がい者用書籍小包」は、身体に重度の障がいがある人及び知的障がいの重い人と一定の図書館との間で発受されるものに限りします。

◎ 「聴覚障がい者用小包」は、聴覚障がいのある人と総務大臣が指定する施設から差出し又はこれからの施設に宛てて差出されるものに限りします。

☆ 詳しいお問い合わせは郵便局へ

[青い鳥郵便はがき無料配布]

重度の身体障がいのある人(手帳1級~2級)又は知的障がいのある人(療育手帳A)に郵便はがきを一人につき20枚まで無料で配布します。申込時期は毎年4月頃で、期間は2か月間です。

☆ 詳しいお問い合わせは郵便局へ

税 金 等

1 税金の特別措置

種 類	内 容	金 額	窓 口
所得税	(障害者控除) 本人、配偶者、扶養親族が身障手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2～3級	所得控除 27万円	若松税務署 電話761-2536
	(特別障害者控除) 本人、配偶者、扶養親族が身障手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級	所得控除 40万円	
住民税	(障害者控除) 所得税の内容と同じ	所得控除 26万円	市課税課 電話246-6238
	(特別障害者控除) 所得税の内容と同じ	所得控除 30万円	
軽自動車税	市課税課へお問い合わせください	減 免	
事業税	両眼の視力を喪失した人又は両眼の視力が0.06以下の人が行うあんま・鍼・灸・マッサージ等医業に類する事業	非課税	北九州西県税事務所 (八幡東区平野 2-13-2) 電話 662-9312 662-9313
自動車取得税 自動車税	次の表をご覧ください	減 免	
相続税	(障害者控除) 所得税の内容と同じ	(障害者控除) 6万円×(70歳- 障がいのある人の 年齢)	若松税務署 電話761-2536
	(特別障害者控除) 所得税の内容と同じ	(特別障害者控除) 12万円 *(70歳-障がい のある人の年齢)	
贈与税	重度の障がいのある人(身体・知的・精神)に対する贈与のうち、一定条件の下に信託銀行に信託する場合。	6,000万円まで 無税	

☆お問い合わせは各窓口までお願いいたします。

◎自動車税・自動車取得税の特別措置一覧

障がいの区分	障がい等級 (本人運転の場合)	障がい等級 (家族運転の場合)
視覚障がい	2級の2及び3級の2	1級から3級までの各級 及び4級の1
聴覚障がい	2級及び3級	2級及び3級
平衡機能障がい	3級	3級
音声機能、言語機能障がい 又はそしゃく機能障がい	3級	3級
上肢不自由	1級及び2級	1級及び2級
下肢不自由	1級から6級までの各級	1級から4級までの各級
体幹不自由	1級から3級までの各級 及び5級	1級から3級までの各級
脳病変による 上肢機能障がい	1級及び2級	1級及び2級
脳病変による 移動機能障がい	1級から6級までの各級	1級から4級までの各級
内部障がい	1級及び3級	1級及び3級
ヒト免疫不全ウィルスに よる免疫機能障がい	1級から3級までの各級	1級から3級までの各級
知的障がい	①療育手帳A1 A2 A3(Aを含む)及びB1 ② 能指数50以下の知的障がいのある人で日常生活において常時介護を要する程度の障がいを持つと児童相談所又は障害者更生相談所で判定された人	①療育手帳A1 A2 A3(Aを含む)及びB1 ③ 能指数50以下の知的障がいのある人で日常生活において常時介護を要する程度の障がいを持つと児童相談所又は障害者更生相談所で判定された人
精神障がい	精神障害者保健福祉手帳1級	精神障害者保健福祉手帳1級

2 定期貯金等の利子非課税（マル優）

350万円までの定期貯金等の利子に対する税が、非課税貯蓄申請書を提出することにより非課税になります。

《対象者》 ※心身に障がいのある人の関係部分のみ掲載

- ① 身体障害者手帳所持者
- ② 療育手帳の所持者
- ③ 戦傷病者手帳の所持者
- ④ 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、労災の傷病及び障害年金、医薬品副作用被害救済の障害年金、予防接種法の障害年金の受給者
- ⑤ 特別障害者手当、障害児福祉手当、経済的福祉手当受給者及び特別児童扶養手当の受給者である児童の母親
- ⑥ 医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当の受給者
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳の所持者
- ⑧ 知的障がいのある人で厚生労働大臣又は都道府県知事から国民年金法施行令別表及び厚生年金保健法施行令別表第1に定める障がいの状態と同程度の状態にある旨を証する書類の交付を受けている人

《申込・問合先》 各金融機関

住 宅

1 住みよか事業

在宅の障がいのある人又は同居する世帯に対し、障がいのある人に配慮した住宅改造に必要な費用の一部を助成する事業です。

《対象者》

- 身体障害者手帳 1 級、2 級を所持、及び補装具として車いす等の交付を受けており、市長が特に必要と認めた人。
- 知的障がいのある人（療育手帳 A 又は知能指数 35 以下の人）
- 重複障がいのある人（身体障害者手帳 3 級で知能指数 50 以下の人）

《所得要件》

生活保護世帯並びに当該世帯の生計中心者の住民税及び前年所得税課税年額が非課税の世帯に属する人。

《助成限度額》 30 万円以内

※ 身体障害者日常生活用具給付等事業の住宅改修の申請を行うことを前提とします。なお、知的障がいのある人については申請を前提としません。

2 公営住宅の優先入居

県営住宅入居に際し、心身障がいのある人（児）のいる家庭向けに、特別な枠や抽選倍率の優遇措置を設けています。

募集の時期などについては、その都度「市広報」などでお知らせしています。

《対象者》

- ①身体障害者手帳 1 級～4 級の人
- ②療育手帳 B1 判定以上の人
- ③精神障害者保健福祉手帳 2 級以上の人

《窓口》 福岡県住宅供給公社 北九州管理事務所 電話 093-621-3300

就 労

1 公共職業安定所（ハローワーク）

障がいのある方の職業相談や、職業紹介等をしています。

「ハローワーク八幡（黒崎駅前庁舎）」

〒806-0021 北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号コムシティ6F

電話 093-622-5566 Fax 093-622-3941

2 北九州障害者しごとサポートセンター

就職を希望する障がいのある人に、相談・情報提供・職場開拓等の支援を行います。

「北九州障害者しごとサポートセンター」

〒804-0067 北九州市戸畑区汐井町1番6号（ウェルとばた2階）

電話 093-871-0030 Fax 093-871-0083

3 職業能力開発校

障がいのある人に対し職業に必要な知識や技能を計画的に習得させ、障がいのある人の職業の安定と自立を図るとともに経済及び社会の発展に寄与する人材を養成するための職業能力開発を実施します。授業料は無料です。

対象者は、義務教育修了者（見込者を含む）及び高校卒業又はこれと同等の学力を有する障がいのある人で、技能習得のうえ就職の意思を有し、訓練等健康面で集団生活に支障のない方。総合実務科については知的障がいのある方が対象です。

「国立県営福岡障害者職業能力開発校」

〒808-0122 北九州市若松区大字蛸住 1728-1

電話 093-741-5431 Fax 093-741-1340

4 職場適応訓練

公共職業安定所（ハローワーク）に求職申込みをしている心身障がいのある人が、職業に適応するため訓練を受ける制度です。

公共職業安定所が委託した事業所で訓練を受け、訓練生には訓練手当が6ヶ月間（重度障がいのある人の場合は1年間）公共職業安定所（ハローワーク）から支給されます。

5 肢体不自由児高等学校奨学制度

肢体不自由児（身体障害者手帳1級～5級）が高校に進学したとき、一定の奨学金を受け取ることができます。この奨学金は返済する必要がありません。

《受付期間》 毎年11月10日～12月10日

《申請に必要なもの》 奨学生採用願書、在学学校長の推薦書、前年度課税所得証明書（又は源泉徴収票） 各1通

《窓口》 福岡県肢体不自由児協会 電話 092-584-5723

7 職 親

知的障がいのある人が自立するために、知的障がいのある人の更生援助に熱心な事業主(職親)に委託し、生活指導や技術習得訓練等を行う制度です。

8 たばこ小売販売業の許可基準の緩和

身体障がいのある人が、たばこ小売販売業の許可申請を行った場合に、許可基準が緩和されます。

《問合先》 福岡県財務支局理財課 電話 092-411-7281



選 挙

1 郵便等による不在者投票制度

投票所に出向くことが困難な方で、次の方は、郵便等により不在者投票することができます。

《対象者》

- ① 両下肢又は体幹機能障がい身体障害者手帳 1 級～2 級の人
- ② 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫の障がい身体障害者手帳 1 級～3 級の人
- ③ 介護保険で、要介護5の認定を受けている人

(1) 代理記載制度

郵便等の投票制度を利用したくても、自ら記載することができない方は、自宅で「代理記載人」に投票に関する記載をしてもらうことができます。

《対象者》

郵便等の投票制度の対象者で、上肢又は視覚障がい身体障害者手帳 1 級の人

2 点字投票制度

目の不自由な方は、点字を用いて投票することができます。

投票所で、点字投票をしようとする方は、投票所の係員にお申し出ください。点字投票である旨の表示をした投票用紙をお渡しします。点字器は投票所に用意してあります。なお、点字投票は、期日前投票や不在者投票（ただし、郵便等による不在者投票は除く。）でも行うことができます。

3 代理投票制度

身体が不自由な方や、文盲等により投票用紙に自ら記載することができない方は、その方に代わって代理者が投票用紙に記載する方法（代理投票）が認められています。

投票所で、代理投票をしようとする方は、投票所の係員にお申し出ください。

《窓口》 中間市選挙管理委員会事務局 直通電話 093-246-6230

年金・手当

障害年金

国民年金や厚生年金等の被保険者期間中、あるいは60歳から65歳未満の間に初診日がある病気やけがで障がい（障害）を有したとき、又は20歳未満の病気やけがで障がい（障害）を有したとき障害年金が支給されます。

ただし、障がいの程度や保険料の納付条件等により支給に制限が生じることがあります。詳しくは年金事務所等でおたずねください。

《問合せ先》 中間市役所 市民課年金係 直通電話 093-246-6240
八幡年金事務所 代表電話 093-631-7962

特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権を有していない障がいのある方に対して支給される給付金の制度です。受給資格や申請の仕方、支給額等詳しいことはお問い合わせください。

《問合せ先》 中間市役所 市民課年金係 直通電話 093-246-6240

心身障害者扶養共済制度

障がいのある人を扶養している保護者が、生存中に毎月一定額の掛け金（年齢によって7段階に異なる）を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度の障がい）のことがあったとき、障がいのある人に終身一定額の年金（一口二万円・二口まで）を支給する制度です。

《障がいの範囲》

- ① 知的障がいのある人（児）で療育手帳A及びBの人。
- ② 身体障がいのある人（児）で手帳1級から3級に該当する人。
- ③ 精神又は身体に永続的な障がいのある人で、1）又は2）と同程度と認められた人。（精神病・脳性麻痺・進行性筋萎縮症・自閉症・血友病等）

《加入資格》

障がいのある人を現に扶養している65歳未満の保護者であって、特別の疾病又は障がいのない人。

《掛金補助制度》

加入者のうち、下記のいずれかに該当する人については、掛け金の一部を助成します。

- ①生活保護世帯
- ②市民税非課税世帯
- ③市民税均等割のみ課税世帯
- ④災害により生計の維持が困難となった世帯

特別障害者手当

著しく重度の障がいがあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がいのある人に対して支給されます。ただし、所得の制限があります。

《対象となる条件》

- 1) 別表の①から⑦までに規定する障がいもしくは病状が2つ以上ある人。
- 2) 別表の①から⑦までに規定する障がいもしくは病状が1つあり、かつ、その障がい以外に国民年金障がい基礎年金の2級程度の障がいがあり、あわせて3つの障がいがある人。
- 3) 別表の③から⑤までに規定する身体の機能の障がいがあり、それが特に重度であるため日常生活の動作がきわめて困難な人。
- 4) 別表の⑥又は⑦に規定する病状又は障がいがあり、その状態が絶対安静又はそれにきわめて近い状態の人。

別表 特別障害者手当障がい等級表

- | |
|--|
| ① 両眼の視力の和が0.04以下のもの |
| ② 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの |
| ③ 両上肢の機能に著しい障がいをもつもの、又は両上肢のすべての指を欠くもの、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをもつもの |
| ④ 両下肢の機能に著しい障がいをもつもの、又は両下肢を足関節以上で欠くもの |
| ⑤ 体幹の機能に座っていることができない程度、又は立ち上がることができない程度の障がいをもつもの |
| ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を要する病状が①から⑤までと同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの |
| ⑦ 精神の障がいであって、①から⑥までと同程度以上と認められるもの |

《手当額》 月額 26,810円（平成29年4月現在）

《支給制限》

次の人は該当しません。

- ・施設に入所している人
- ・病院等により3ヶ月を越えて長期に入院をしている人

《申請に必要なもの》

- ① 申請書
- ② 指定の診断書
- ③ 印鑑

障害児福祉手当

重度の障がいがあって、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の障がいのある児童に対して手当を支給する制度です。ただし、所得の制限があります。

《対象となる条件》 別表2に該当する人

別表2

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 両眼の視力の和が0.02以下のもの② 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの③ 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの、④ 両上肢のすべての指を欠くもの⑤ 両下肢の用を全く廃したもの⑥ 両大腿を2分の1以上失ったもの⑦ 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの⑧ 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を要する病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの⑨ 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められるもの⑩ 身体の機能の障がいもしくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められるもの |
|---|

《手当額》 月額 14,580円（平成29年4月現在）

《支給制限》

次の人は該当いたしません。

- ・施設に入所している人
- ・障がいを理由とする年金（特別児童扶養手当を除く。）を受けている人。

《申請に必要なもの》

- ① 申請書
- ② 印鑑
- ② 指定の診断書（不要な場合もあります。）

福岡県腎臓疾患患者福祉見舞金

昼間の勤務などのため、夜間しか人工透析を受けられない腎臓機能障がいのある人に交通費の一部として給付金が支払われます。

《対象者》

腎臓機能障がいのある人で、午後5時以降、月5回以上人工透析を受けている人

《申請に必要なもの》

- ① 身体障害者手帳
- ② 申請書
- ③ 印鑑

《支給額》 月額 2,000 円

自動車事故により重度後遺障がい者となられた方への介護料の支給

自動車事故が原因で、脳・せき髄又は胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障がいがあるため、移動、食事及び排せつなどの日常生活動作について常時又は随時の介護が必要な状態の方に支給されます。対象者の要件や申請の仕方、介護料の額などはお問い合わせください。

《問合先》 独立行政法人 自動車事故対策機構 福岡主管支所
電話 092-451-7751

各 種 相 談

各種相談活動

1 身体障がい者巡回相談

更生相談所まで出向くことのできない人のため、年1回無料で補装具の判定や交付に関する手続きを行っています。また、会場には身体障がい者相談員が同席し、いろいろなご相談にも応じています。予約は必要ありません。

《日時・場所等》 実施の約1ヶ月前に「広報なかま」で通知します。

2 身体障がい児療育指導

身体障がいのある児童の早期発見、早期治療をはかるため療育指導を実施しています。

整形外科、小児科等の医師の診断や保健師による指導を行っています。

《窓口》 宗像・遠賀保健福祉環境事務所 電話 0940-36-2045

3 障がい者相談員

障がいのある人（児）の生活上の問題や更生援護などの問題について、必要な助言、指導を行っています。

《身体障がい者相談員》（平成26年10月）

氏 名	住 所	電話番号
青木 勝弘	通谷二丁目35番23号	244-4240
加藤 富士代	中鶴二丁目20番34号	246-0861
平川 正一	土手ノ内三丁目4番22号	244-6360
平江 直貴	中鶴二丁目23番41号	246-5129

《知的障がい者相談員》（平成24年4月）

氏 名	住 所	電 話
井上 浩	土手ノ内三丁目8番11号	246-0697
梶原 和子	通谷三丁目26番11号	244-3448

4 身体障がい者福祉相談

身体障がいのある方（児）の悩みごとや心配ごとなど気軽に相談ください。相談員が適切なアドバイスを行います。

《相談日時》 第1水曜日・第3日曜日 午前10時～正午

《相談場所》 中間市地域総合福祉会館（ハピネスなかま）

5 身体障がい者結婚相談

身体障がいのある方の結婚の相談に応じたり、年3回程度「集団見合いの集い」を開催しています。

《窓口》 （財）福岡県身体障害者福祉協会内
福岡県身体障害者結婚相談所 電話 092-584-6067

6 補聴器の交付・修理

補聴器の交付又は修理を次のように行っています。

《日にち》 毎月第1～第4火曜日（下表による）

《会場と時間》 ①中間市役所 福祉支援課 障がい者福祉係（13：00～14：00）
②ハピネスなかま 相談室 （14：30～15：30）

《お持ちいただくもの》 身体障害者手帳と印鑑

日	業者名	時間	機種
第1・第3火曜	九州補聴器センター	（市役所） 13：00～14：00 （ハピネスなかま） 14：30～15：30	シーメンス
第2・第4火曜	九州リオン	（市役所） 13：00～14：00 （ハピネスなかま） 14：30～15：30	リオネット

7 その他の相談支援窓口

- 1 中間市福祉事務所 電話 093-246-6282
心身障がいのある人(児)の福祉の窓口として、手帳の交付・諸手当・施設入所・補装具等いろいろな相談をお受けしています。また、家庭児童相談室では、心身に障がいのある児童のいろいろな相談をお受けしていますので、お気軽にご相談ください。
- 2 中間市障害者地域活動センター 電話 093-243-3387
「パルハウスぼちぼち」
身体や知的・精神に障がいのある人の福祉サービス（障害者手帳、補装具、福祉タクシー券等）についてや、その他日常生活についての相談に応じています。また、障がいのある人や家族のみなさんが地域で生き生きと自立した生活が送れるようお手伝いをします。精神保健福祉士・社会復帰指導員の専門スタッフがお待ちしています。
- 3 中間市地域総合福祉会館 電話 093-245-8686
「ハピネスなかま」
高齢者の相談事業及び福祉事業、ボランティア団体への支援事業、生涯学習推進事業、疾病予防を図るための健康増進推進事業を行っています。
中間市の総合的な福祉サービスを提供する拠点となる施設です。
- 4 中間市社会福祉協議会 電話 093-244-1230
障がいのある人、高齢者、母子問題等を中心に、広く地域社会の福祉の増進をはかるために、調査、企画などの活動と各種団体活動の育成や、その連絡調整を目的とする民間団体です。
- 5 福岡県障害者更生相談所 電話 092-586-1055
体に障がいのある人、知的障がいのある人の相談所です。
18歳以上の身体に障がいのある人及び知的障がいのある人のさまざまな相談に対して、医学的・心理学的・職能的な判定を行い、必要な助言・指導を行います。
- 6 児童相談所 宗像児童相談所 電話 0940-37-3255
児童相談所は、子供のための相談所です。
児童福祉司、心理判定員、医師などの専門スタッフが、18歳未満の子供の福祉にかかわるあらゆるご相談をお受けし、家庭の事情やその子供さんに適した助言や指導を行います。必要に応じて、乳児院や養護施設、里親、教護院、障がい児施設などの児童福祉施設利用のお世話をします。

- 7 福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所 電話 0940-36-2045
遠賀分庁舎 電話 093-201-4161
妊婦や、乳幼児の保健衛生の向上のため、相談や指導を行っています。
また、結核、特定疾患などの相談指導を行なっています。精神障がいのある人
に対しては、こころの健康相談、職親の紹介、家庭訪問などを行っています。
- 8 八幡公共職業安定所 電話 093-622-5566
「ハローワークやはた」
障がいのある人の就職斡旋からアフターケアなど、心身障害者職業コーナーを
設置して、一貫した相談と指導を行っています。
- 9 福岡障害者職業センター 電話 092-752-5801
就職を希望する障がいのある人に対し、障がいの内容に応じた職業相談・指導
及び就職後のアフターケアまでを行っています。
また、事業主に対しては職業管理、作業施設及び補装具の改善に関する相談も
行っています。

障がいのある人の権利等

1 地域福祉権利擁護事業

知的障がい、精神障がい、認知症等のため判断能力が不十分なため日常生活に困っている方に対して、社会福祉協議会が、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理、書類等の預かりなどを行う事業です。相談や支援計画の作成は無料ですが、実際に援助を受ける場合は費用がかかります。

《問合せ先》 中間市社会福祉協議会 電話 093-244-1230

2 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等のため判断能力が不十分な方は、財産の管理や契約等の法律行為を自分で行うことが困難であったり、悪徳商法などの被害にあったりなどの恐れがあることから、このような方々を保護・支援する制度です。手続きは、家庭裁判所に必要書類をそろえて申立てを行います。登記印紙、収入印紙、郵便切手や診断書料さらに精神鑑定等でおよそ10万円程度の費用がかかります。また、後見等が開始されれば、家庭裁判所の決定により、本人の支払い能力に応じて相応の報酬を後見人等に支払うこととなります。（生活保護や所得の低い方には制度を利用するに当たって、かかる費用を扶助する制度もあります。）

※ 後見業務に関する相談や裁判所への申立、裁判所の依頼に対する後見人の紹介、任意後見人の紹介などを行う福岡県社会福祉士会成年後見センター「ばあとなあ福岡」や「成年後見センター・リーガルサポート」という公益法人もあります。

詳しくはお問い合わせください。

《問合せ先》 福祉支援課 障がい者福祉係 電話 093-246-6282

中間市社会福祉協議会 電話 093-244-1230

福岡家庭裁判所 小倉支部 電話 093-561-3431

ばあとなあ福岡 代表電話 092-483-2944

相談専用 092-483-2941

※成年後見制度利用についての相談は毎週水曜日

成年後見センター・リーガルサポート

電話 092-738-7050

3 中間市障がい者虐待防止センター

障がい者に対する虐待は、その尊厳を傷つけるものであり、みなさんが安心して暮らすためには、あってはならない事です。しかし、虐待はどこでも起こる可能性があり、本人が気付かないうちに虐待をしている、又は受けている可能性も多いにあります。虐待を見た、聞いた等ありましたら、下記までご相談ください。

《相談窓口》

中間市障がい者虐待防止センター 電話 093-246-6282
(福祉支援課障がい者福祉係) fax 093-244-0579

《夜間及び休日の虐待通報窓口》

中間市役所 電話 093-244-1111

※夜間及び休日に通報があった場合は、市役所警備員室で電話を受付し、折り返し担当者から電話いたします。

社 会 参 加

1 訓練事業について

身体障がいのある人が、日常生活の中で必要な知識や技術を身につけ、社会の中で自立して生活を営み、社会参加できるよう、福岡県では、福岡県身体障害者福祉協会などに委託して次のような事業を行っています。

1) 盲婦人家庭生活訓練

生け花や身だしなみ、料理などを指導しています。

2) 盲青年社会生活教室

生活設計や歩行訓練、テーブルマナーなどを指導しています。

3) ろうあ者日曜教室

社会知識や意見情報などを交換する日曜教室を開催しています。

4) 音声機能障がい者発声訓練

喉頭摘出を受けた人たちの発声訓練を行っています。

5) 身体障がい者生活訓練

若い障がいのある人を対象に、レクリエーション、スポーツ大会、福祉講習会、補装具装着訓練等を行っています。

6) 身体障がい者福祉研修会

地域の中で福祉活動の中心となるような若い身体障がいのある人を集めて、研修会を開いています。

※ 詳しい内容等や時期については、次に表すそれぞれの協会にお尋ねください。

(1) と (2) は福岡県盲人協会	電話 092-582-2344
(3) は福岡県聴覚障害者協会	電話 092-582-2414
(4) ~ (6) は福岡県身体障害者福祉協会	電話 092-584-6067

2 スポーツ大会などについて

年 1 回、県主催の身体障がい者体育大会や身体障がい者ソフトボール大会、知的障がい者スポーツ大会などが開かれています。これは、障がいのある人たちの体力の維持、増強と残存能力の活用などをスポーツを通して楽しみながら行い、社会参加への意欲を高めるとともに、一般社会の正しい認識を深めることにも役立っています。

《問合先》	中間市身体障害者福祉協会事務局	電話 246-2237
	中間市手をつなぐ育成会事務局	電話 245-2111

※ 他に身体障害者作品展覧会なども開かれています。

3 補助犬について

「補助犬（身体障がい者補助犬）」は目・耳・手足に障がいのある方の生活をサポートする「盲導犬」「聴導犬」「介助犬」のことです。

身体障害者補助犬法に基づき認定された犬で、特別な訓練を受けています。また、同補助犬法によって、国、地方公共団体等が管理する施設においては、原則「補助犬」の同伴を拒んではならないことが定められています。

☆中間市の施設で補助犬を同伴できる施設

中間市役所（本館・別館） 中間市消防署 中央公民館 働く婦人の家 市民図書館 中間市立病院 中間市保健センター 東部出張所 中間市人権センター 松ヶ岡デイサービスセンター ハーモニーホール 中間市体育文化センター 中間市地域交流センター（西部出張所含む） 中間市生涯学習センター ハピネスなかま

4 盲導犬の貸与

盲導犬協会では、視覚障がいのある人の日常生活の安全と社会参加のため、盲導犬を無料で貸与しています。

《対象者》 所定の合宿訓練を受け、盲導犬の飼育ができる人で、積極的に社会参加を望み、自立更生の意欲のある重度の視覚障がいのある人、その他、特に必要と認められる人。

《窓口》 下記へ直接ご相談ください。
福岡市中央区荒戸三丁目3-39（福岡市市民福祉プラザ内）
「福岡盲導犬協会」 電話 092-714-3169

ボランティア等

1 ボランティア講座

多くの市民に、障がい者問題について正しく理解していただくため、次のような講習が開かれています。

主催	講座名	内容	問い合わせ先
福岡県	手話奉仕員養成講座	手話の技術講習	福岡県障害者福祉課 電話 092-651-1111
	点訳奉仕員養成講座	点訳の技術講習	
	朗読奉仕員養成講座	朗読の技術講習	

2 障がい者関係団体一覧

(平成29年4月現在) (順不同)

団体名	事務局(代表者名)	電話番号
中間市 身体障害者福祉協会	中間市通谷二丁目35番23号(青木 勝弘)	093-244-4240
中間市手をつなぐ育成会	中間市扇ヶ浦三丁目13番23号 「仲間園」内 井上 浩	093-244-6618
福岡県 身体障害者福祉協会	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階	092-584-6067
福岡県聴覚障害者協会	春日市原町3-1-7 クローバープラザ3階	092-582-2414
福岡県盲人協会	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階	092-582-2344
福岡県手をつなぐ育成会	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階	092-584-4374
福岡県肢体不自由児協会	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階	092-584-5723
福岡県重症心身障がい児 (者)を守る会	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階	092-582-3929
福岡県自閉症協会	北九州親の会 事務局 (伊野 憲治)	093-964-1102
全国筋無力症友の会 九州支部	福岡市南区若久6-54-38 (代表者 茂田 保子)	092-552-7735
福岡県手話の会連合会	春日市原町3-1-7 クローバープラザ6階	092-584-3649
福岡県精神保健福祉協会	春日市原町3-1-7-2F 精神保健福祉センター内	092-584-8720
福岡言ろう者友の会	福岡市城南区荒江1-19-20-303 (事務局 城後 直子)	092-847-0807 (FAX)

中間市内の障がい者（児）施設

1 障がい者施設

施設名	住所	電話（093）	サービス名称
障がい福祉サービス事業所 仲間園	扇ヶ浦三丁目 13 番 23 号	093- 245-2111	就労継続支援B型 生活介護 共同生活援助 短期入所
障がい者支援施設 なのみ園	上底井野 1832 番地	093- 245-6178	生活介護 施設入所支援 短期入所
れんげじ作業所	蓮花寺三丁目 4 番 18 号	093- 982-4264	就労継続支援B型
中間福祉作業所 ほのぼの	中央五丁目 10 番 17 号	093- 246-4868	就労継続支援B型
わくわくハッピー	桜台二丁目 18 番 18 号	093- 245-7001	就労継続支援B型
コロレ	中央二丁目 13 番 23 号	093- 244-8866	就労継続支援A型 就労継続支援B型

2 障がい児施設

施設名	住所	電話	サービス名称
親子ひろばリンク	岩瀬一丁目 1 番 10 号	093- 244-0742	児童発達支援 放課後等デイサービス
子ども発達支援センター いっぽ	深坂一丁目 14 番 1 号	093- 701-9118	児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援
ごえん	東中間二丁目 5 番 1 号	093- 246-5381	児童発達支援 放課後等デイサービス
こども通所サービス ちゅうりっぷ	大辻町 2 番 13 号	093- 614-6755	放課後等デイサービス